

浅麓告示第4号

第2期浅麓污泥再生処理センター包括的民間業務委託に伴う、公募型プロポーザル方式による業者の選定を行うので、次のとおり告示する。

令和7年10月31日

浅麓環境施設組合組合長 小泉 俊博



第2期浅麓污泥再生処理センター

包括的民間業務委託に伴う公募型プロポーザル実施要領

※本告示は令和8年度予算及び債務負担行為の成立を前提としております。令和8年度予算等の成立前の採択に関しては、受託候補者の決定であり、正式な決定及び契約は令和8年度予算等の成立後となります。

1. 趣旨

この要領は、浅麓環境施設組合（以下「当組合」という。）が行う浅麓污泥再生処理センター（以下「本施設」という。）の運転管理及び維持管理における第2期浅麓污泥再生処理センター包括的民間業務委託（以下「本業務」という。）にあたり、サービスを維持し、財政負担の軽減や効率性の向上を図るため、民間活力を取り入れた高度な技術力、経験、実績、コスト縮減及び保守点検能力等に優れた受託候補者を選定するため、公募型プロポーザル方式の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

業務名：第2期浅麓污泥再生処理センター包括的民間業務委託

業務場所：浅麓污泥再生処理センター（所在地：長野県小諸市甲1845）

履行期間：業務委託の契約日から令和13年3月31日まで

ただし、業務委託の仮契約日から令和8年3月31日までは、準備期間とする。

業務内容：1）運営に関する業務

2）運転管理に関する業務

3）維持管理に関する業務

4）その他の業務

業務対象設備

1）水処理設備（放流まで）

2）し尿前処理設備

3）生ごみ前処理設備

4）メタン発酵設備

5）污泥肥料化設備

6）脱臭設備

7）ユーティリティー設備

①ボイラー設備

②温調設備

- ③上水受水設備
- ④プラント水取水設備
- 8) 受電設備

3. 見積上限額

本業務の見積金額の上限は次のとおりである。

3, 316, 780, 000円 (消費税及び地方消費税を含まない)

4. 受託候補者の決定等

4.1 プロポーザルの種類

本業務は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して本業務を受託する民間事業者（以下「受託候補者」という。）を決定する公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を適用する。なお、ヒアリングを行うものとする。

4.2 審査委員会の設置

本業務における受託候補者の選定にあたり、提案書等の審査を専門的知見に基づいて実施するため、小諸市物品購入等入札（見積り）参加資格審査要綱（平成12年小諸市告示第39号）第8条に規定する物品購入等請負人選定委員会又は小諸市建設工事事務処理規程（平成12年小諸市訓令第1号）第8条に規定する小諸市建設工事請負人選定委員会（以下「選定委員会」という。）により、「浅麓汚泥再生処理センター包括的民間委託審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置している。

審査委員会は、受託候補者の選定を行うにあたって、本業務に係るプロポーザル参加希望者（以下「参加希望者」という。）に対し、プロポーザル参加申請書（以下「参加申請書」という。）、提案書および見積書の提出を要請する。

なお、参加希望者が、募集告示から受託候補者の選定までの間に本業務について審査委員に対して直接又は間接を問わず接触を試みた場合、当該参加希望者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

4.3 プロポーザル参加資格の確認

当組合は、参加申請書を提出した参加希望者について、「7.2 参加表明時の提出書類」に定める必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りでない。

当組合は、参加希望者が「6.参加資格」に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

当組合は、参加資格要件を満たしている参加希望者に対し、当該公表において指定する期日までに参加資格の確認の結果を参加資格確認結果通知書により通知するものとする。前述の通知を行う場合、参加資格が認められなかった参加希望者に対しては、参加資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。参加資格確認結果通知書によ

り参加資格が認められなかった旨の通知を受けた参加希望者は、書面により当組合に対して、その理由について説明を求めることができるものとする。

4.4 企画提案審査

当組合は、前項の規定により参加資格を満たす者であることを確認した者（以下「公募参加業者」という。）に対し、当該各号に掲げる書類の提出を要請するものとする。

当組合は、参加希望者から提出された提案書について、「7.6 提案書の提出」にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りでない。

なお、公募参加業者が多数あるなど、当組合及び審査委員会が必要と判断した場合は、当組合において事前審査を実施した上で審査委員会に諮ることにより、公募参加業者を限定することがある。

4.5 ヒアリングの実施

当組合及び審査委員会は、公募参加業者を対象として、提案内容の確認等のために、公募参加業者に、ヒアリングを実施する。提案内容審査ではヒアリング時の対応内容も勘案する。

ヒアリングの実施日は令和8年1月23日（金）とする。

ヒアリングは、提案書に記載した内容について、審査委員会から質問等を実施し、原則として配置予定の業務責任者等が行うものとする。また、参加人数の制限は無いが、事前に組合担当者に参加人数を連絡すること。

ヒアリングの時間は、質疑応答を含めて60分とし、公募参加業者の説明は30分以内とする。

なお、提案説明資料の当日配布は一切行わないこと。

4.6 受託候補者の特定

審査委員会は、提案書のうち技術的提案などの非価格要素の内容について審査し、ヒアリングの結果を踏まえ、得点化（技術評価点の算出）を行う。

当組合は、参考見積価格について得点化（価格評価点の算出）を行う。技術評価点及び価格評価点を合算し、総合評価点を算出する。

審査委員会は、総合評価点によって公募参加業者の評価順位を決定するとともに、最も高い提案を行った公募参加業者を受託候補者として決定する。ただし、総合評価点が満点の6割に満たない場合は、選外とする。

受託候補者が2者以上あるときは、審査委員会に諮って受託候補者を選定する。

4.7 総合評価点の算出方法

提案書で求める提案内容の評価について、非価格要素に関する技術評価点と価格要素に関する価格評価点の配点は、それぞれ80点及び20点を満点とし、技術評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点とする。

総合評価点＝技術評価点（80 点満点）＋価格評価点（20 点満点）

4.8 提案書の審査項目等

業務実施体制、担当予定従業者の資格・経験、受託実績により業務の実施能力の有無を確認した上で、技術評価点及び価格評価点による審査を行う。技術評価点及び価格評価点の算出にあたって、提案書の審査項目、内容及び配点は、別表のとおりとする。

4.9 選考結果の通知等

選定委員会の承認を経て、受託候補者として決定した者（以下「決定者」という。）及び決定しなかった者（以下「非決定者」という。）に結果通知書により通知するとともに、「9.本業務に関する問合せ先」に示す本業務に係るホームページ（以下「ホームページ」という。）で公表する。なお、電話等による問合せには一切応じない。

前述の通知を行う場合は、決定者及び非決定者に対し、審査結果の順位及び決定された理由又は決定されなかった理由を付すものとする。非決定者は、書面により当組合に対して、その理由について説明を求めることができるものとする。

また、審査委員会における審査結果は、取りまとめて速やかに公表するが、この際、非決定者の提案に係る審査結果については、当該非決定者が特定できないよう、可能な範囲で配慮する。

4.10 契約手続き

当組合は、決定者と契約交渉を行い、仮契約を締結し、議会の可決後、本契約を締結する。業務契約の詳細については、別冊の契約書（案）を参照のこと。

なお、議会の同意が得られない場合、当該契約は無効となる。この場合は、仮契約に係る一切の費用を当組合は負担しない。

また、当組合は、決定者が業務契約を締結しないときは、審査結果の上位者から順に契約交渉を行う場合がある。

4.11 参加希望者がいない場合の取扱い

参加希望者がいない場合、当組合はその旨を速やかにホームページで公表する。

4.12 参加希望者が1者であった場合の取扱い

参加希望者が1者であった場合も、提案評価基準に従い審査を行う。

5. 選考に係るスケジュール

- ① プロポーザル業者選定の告示・・・・・・・・・・令和7年10月31日（金）
- ② 入札図書の配布及び現地見学会・・・・・・・・・・令和7年11月 4日（火）以降
- ③ 参加申請書の受付締め切り・・・・・・・・・・令和7年11月19日（水）
- ④ 参加資格確認結果の通知・・・・・・・・・・令和7年11月25日（火）
- ⑤ 公募要領等に関する質問受付期限・・・・・・・・・・令和7年11月27日（木）

- ⑥ 公募要領等に関する質問への回答公表・・・令和7年12月 3日（水）
- ⑦ 提案書の受付締め切り・・・・・・・・・・・・・令和8年 1月16日（金）
- ⑧ ヒアリング参加資格承認通知・・・・・・・・・・・・・令和8年 1月20日（火）
- ⑨ ヒアリング日・・・・・・・・・・・・・令和8年 1月23日（金）
- ⑩ 結果通知・・・・・・・・・・・・・令和8年 1月28日（水）
- ⑪ 仮契約締結日・・・・・・・・・・・・・令和8年 1月30日まで
- ⑫ 本契約・・・・・・・・・・・・・令和8年 2月議会承認後

※ ただし、参加申請書提出者数並びに議会日程により、スケジュールを変更する可能性がある。

6. 参加資格

6.1 プロポーザルに参加する者に必要な資格条件等

参加希望者の構成および必要な資格条件等は、次のとおりとする。

- ① 参加希望者は、単独企業又は複数の企業により構成される共同企業体とする。
- ② 共同企業体については、「別添浅麓汚泥再生処理センター包括的民間業務委託における共同企業体の取扱について」によることとする。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ④ 浅麓環境施設組合（小諸市）令和7年度 物品・役務等入札参加資格者の承認を得たものであること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生開始手続きの申立がなされている者でないこと。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生開始手続きの申立がなされた者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- ⑦ 本告示日から契約締結日までの間に、当組合が準用する小諸市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要項の規定による記名停止の措置を受けていないこと。
- ⑧ 当組合が準用する小諸市の事務事業等からの暴力団等排除措置要綱（平成24年3月21日告示第35号）第4条各号に示す排除対象者のいずれかに該当する者でないこと。
- ⑨ 令和2年度から令和7年度の間に、汚泥再生処理センター又はし尿処理施設の維持管理業務を元受けとして受注した実績を有すること。

6.2 参加資格確認基準日

参加希望者は、上記6.1に示す参加資格要件を満たすことを証明するため、参加資格の確認を受けなければならない。参加資格の確認基準日は、参加申請書及び参加資格確認書類の提出締め切り日（令和7年11月19日（水））とする。

6.3 参加資格者が参加資格を喪失した場合の取扱い

参加希望者である単独企業並びに共同企業体の代表企業が、委託契約の締結日までの

間に参加資格を欠くに至った場合、当該単独企業並びに共同企業体は失格とする。

また、代表企業以外の構成員が資格喪失した場合は、当該企業は、失格とする。この場合当該企業が請負、又は受託する予定であった業務について新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の役割分担の変更又は構成員の追加を認める。

7. 募集に関する手続き等

7.1 入札図書の配布及び現地見学会

入札図書の配布を希望する場合は、以下のとおり手続きを行うこと。

(1) 配布図書

配布する図書は以下のとおりとする。

- ・第2期浅麓汚泥再生処理センター包括的民間業務委託契約書（案）
- ・第2期浅麓汚泥再生処理センター包括的民間業務委託要求水準書
- ・第2期浅麓汚泥再生処理センター包括的民間業務委託リスク分担表
- ・浅麓汚泥再生処理センター運転記録概要
- ・浅麓汚泥再生処理センター修繕記録（閲覧のみ）

(2) 申込期間

令和7年11月4日（火）から令和7年11月7日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く9時から17時まで。ただし、12時から13時までを除く。）

(3) 申込方法

表7-1に示す入札図書配布希望書（様式1）に必要事項を記入し、電子メールにより「9.本業務に関する問合せ先」宛に提出すること。その他の方法による提出は認めない。電子メール件名は「入札図書配布希望」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。

(4) 受領及び現地見学会開催日時の通知

配布資料の準備が出来次第、電子メールにより日時を通知する。

受領及び現地見学会は令和7年11月4日（水）以降に実施する。

(5) 受領方法

「9.本業務に関する問合せ先」において資料を配布する。その他の方法による配布は行わない。浅麓汚泥再生処理センター修繕記録等については、現地見学会を実施したうえで閲覧を許可する。

(6) 手数料

配布資料については、浅麓環境施設組合手数料条例（昭和63年2月29日条例第6号）に基づく手数料を徴収する。

(7) 現地見学会

資料を配布後、引き続き本施設にて見学会を実施する。

表 7-1 入札図書配布希望書

提出書類	様式	作成要領等
入札図書配布希望書	様式 1	

7.2 参加表明時の提出書類

参加希望者は、参加申請書（様式2-1 または2-2）を以下のとおり提出すること。

(1) 提出期間

令和7年11月4日（火）から令和7年11月19日（水）まで（9時から17時まで。ただし、12時から13時までを除く。）

(2) 提出方法

「9.本業務に関する問合せ先」宛に持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に委任状（様式9）を併せて持参すること。

(3) 提出書類

プロポーザルへの参加を表明する時は、表 7-2に示す書類を1部提出すること。

参加資格要件⑨に関して、汚泥再生処理センター又はし尿処理施設の維持管理業務を元受けとして受注した実績を確認できる契約書の写しを1件添付すること。

表 7-2 参加表明時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等	部数
参加申請書	様式 2-1	● 単独企業用。 ● 必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。 ● 実績を確認できる契約書の写しを1件添付すること。	1部
	様式 2-2	● 共同企業体用。 ● 必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。 ● 合わせて、共同企業体協定書の写し及び委任状の写しを添付すること。 ● 実績を確認できる契約書の写しを1件添付すること。	

7.3 参加資格確認結果の通知

参加資格の確認結果は、令和7年11月25日（火）までに、参加希望者に対して書面により通知する。この場合において、参加資格がないと認めた参加希望者に対しては、その理由を付記して通知する。

7.4 公募要領等に関する質問の提出

公募要領等の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

(1) 提出期間

令和7年11月21日（金）から令和7年11月27日（木）17時まで

(2) 提出方法

表7-3に示す公募要領等に関する質問書（様式3）に必要事項を記入し、電子メールにより「9.本業務に関する問合せ先」宛に提出すること。その他の方法による提出は認めない。電子メール件名は「公募要領等に関する質問」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。

表 7-3 公募要領に関する質問時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
公募要領に関する質問書	様式 3	● 質問は様式1枚につき1件とし、質問が複数ある場合は、様式を複写して用いること。

7.5 公募要領に関する質問への回答公表

公募要領に関する質問への回答は、令和7年12月3日（水）までにホームページで随時公表する。なお、回答の公表に当たっては質問者を匿名化する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する質問については、当該質問者のみに書面により回答する。

7.6 提案書類の提出

参加希望者は、提案書類提出届（様式4）とともに提案書等（様式5～7）を以下のとおり提出すること。

(1) 提出期間

令和8年1月13日（火）から令和8年1月16日（金）まで（祝祭日を除く9時から17時まで。ただし、12時から13時までを除く。）

(2) 提出方法

「9.本業務に関する問合せ先」宛に持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に委任状（代理人）（様式9）を併せて持参すること。

(3) 提出書類

提案書提出時は、以下（表 7-4および表 7-5）に示す書類を提出すること。

提出部数は、提案書類提出届（様式4）および見積書については1部、提案書および実績調書については8部（正本1部、副本7部）とする。

実績調書における業務実績及び配置予定技術者については、契約後に再委託することを確約済みである再委託先に限り、記載を認める。ただし、参加希望者（構成員を含む）の実績と再委託先の実績については区分し、評価対象とする。再委託先の実績等を記載する場合には、契約後に当該業者に再委託することを確約する旨の覚書等の書類を添付すること。

表 7-4 提案書提出時の提出書類(正本)

提出書類	様式	作成要領等	部数
提案書類提出届	様式 4	● A4版ファイル綴じ。 ● 合冊製本とする。 ● 見積書の様式は任意。 ● 見積書は年度ごとの事業費が分かるように作成すること。	1 部
提案書	表7-6参照		
実績調書	表7-7参照		
見積書	—		

表 7-5 提案書提出時の提出書類(副本)

提出書類	様式	作成要領等	部数
提案書	表7-6参照	● A4版ファイル綴じ。 ● 合冊製本とする。	7 部
実績調書	表7-7参照		

※社名等を特定できる表現（ロゴマークを含む）をすべて削除又は塗りつぶすこと。

表 7-6 提案書

提出書類	様式	作成要領等
業務実施体制に関する提案	様式 5-1	● 記載内容は各様式及び別紙「審査項目及び点数配分表」を参考にすること。 ● 必要に応じ図表を用いて、簡潔かつ明瞭に記述すること。 ● 各様式に示された枚数制限以内とすること。
運転管理業務に関する提案	様式 5-2	
維持管理業務に関する提案	様式 5-3	
準備期間及び引継に関する提案	様式 5-4	
緊急時・災害時対応の提案	様式 5-5	
その他	様式 5-6	

表 7-7 実績調書

提出書類	様式	作成要領等
施設の維持管理業務等の実施実績	様式 6	● 履行した実績を確認できる契約書の鑑の写しを添付すること。 ● 包括的民間委託等の官民連携手法については、責任範囲や裁量範囲について明記すること。
配置予定業務従事者調書 (業務実施体制)	様式 7	● 配置予定業務従事者が参加資格要件に定めた資格を有することを証明する書類の写しを添付すること。

(4) 留意事項

提案書の作成にあたっては、組合から特別な指示がない限り、次の事項に留意すること。

- ① 業務実施体制については、可能な限り企業名（構成員以外の再委託先を含む）及び配置予定技術者を記載すること。
- ② 副本においては参加希望者を特定できるような表現（ロゴマークを含む）や企業名は用いないこと。
- ③ 提案本編以外に付属資料や図面等を巻末に添付する場合は、本文中に参照箇所を明示すること。
- ④ A4版ファイル綴じとする。
- ⑤ 原則として横書きで記載すること。
- ⑥ 使用する文字サイズは、10.5ポイント以上とする。ただし、図表中及び図面中の文字サイズについては、この限りでない。
- ⑦ すべてのページに通しの番号を付け、表紙の次には目次を添付すること。
- ⑧ 各様式中に掲げる事項を十分に踏まえること。

7.7 応募の辞退

参加申請書（様式2-1 または2-2）の提出以降、提案書の提出期限日まで随時応募を辞退することができる。応募を辞退する場合は、令和8年1月15日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く9時から17時まで。ただし、12時から13時までを除く。）に、辞退届（様式8）を「9.本業務に関する問合せ先」宛に持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に委任状（様式9）を併せて持参すること。

8. 募集に係る留意事項

8.1 公正な募集の確保

参加希望者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

8.2 募集の取りやめ等

組合は、次の場合には、当該参加希望者を参加させず、又は募集の延期もしくは中止をすることがある。この場合、参加希望者が損害を受けることがあっても、組合は、その賠償の責を負わない。

- ① 参加希望者が連合し又は不隠の行動をなす等、募集を公正に執行することができないと認められるとき。
- ② 天災その他やむを得ない理由により、適正な募集が行えないと認められるとき。

8.3 応募の無効

提出期限までに参加申請書を提出しなかった場合及び参加資格確認で資格要件を満たしていなかった場合は、応募は無効とし提案書を提出できない。

8.4 費用負担

参加申請書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、全て参加希望者の負担とする。

8.5 使用言語、単位等

応募に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

8.6 提出書類の取扱い

(1) 著作権

参加希望者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は、当該参加希望者に帰属する。ただし、公表、展示、その他組合が本業務に関し必要と認める用途に用いるときは、当組合は必要な範囲でこれを無償で使うことができる。この場合、参加希望者の技術・商業上のノウハウは公表しない。

(2) 提出書類の返還等

参加希望者から提出された書類は返却しない。また、提出期限以降における修正、差し替え又は再提出は、当組合が指示をした場合を除き認めない。

(3) 確認書類の提出

提出書類の内容を確認するため、確認書類（契約書、証明書の写し等）の提出を求めることがある。

(4) 提出書類の無効

提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該参加申請書又は提案書を無効とするともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

8.7 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加希望者が負う。

8.8 提供資料の取扱い

当組合が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用するではない。また、本業務に係る検討の範囲内であっても、当組合の了承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。

8.9 諸手続を代理人に委任する場合の提出書類

年間委任状に定めたもの以外の代理人に、諸手続を委任する場合は、表 8-1に示す書類を1部提出すること。

表 8-1 諸手続を代理人に委任する場合の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
委任状	様式 9	● 書類の提出等の手続きを代理人により行う場合は提出すること。 ● 必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。

8.10 失格要件

当組合は、次の場合には、当該参加希望者を失格とする。この場合、参加希望者が損害を受けることがあっても、当組合は、その賠償の責を負わない。

- ① 提出方法、提出期限又は様式に適合しないもの
- ② 提出書類に虚偽の記載があるもの
- ③ 見積書の記名、押印又は金額の記載がないとき。若しくは金額を訂正したとき
- ④ 見積書記載の金額、記名、件名又は印影が認知しがたいとき
- ⑤ 談合その他不正の行為があったと認められるとき
- ⑥ その他不適当と認めるもの

8.11 その他

当組合は、第2期浅麓汚泥再生処理センター包括的民間業務委託に伴う公募型プロポーザル実施要領に定めるもののほか、募集の実施に関して必要な事項が生じた場合には、ホームページにより参加希望者へ通知する。

9. 本業務に関する問合せ先

浅麓環境施設組合 庶務係 (担当：宮沢)

所在地 〒384-0801 長野県小諸市甲 1 8 4 5 番地

電話 0267-22-7710

F A X 0267-22-8904

電子メール cenrok@ctknet.ne.jp

ホームページ <http://members.ctknet.ne.jp/cenrok/index.html>

別添 第2期浅麓汚泥再生処理センター包括的民間業務委託における共同企業体の取扱いについて

この取扱いは、第2期浅麓汚泥再生処理センター包括的民間業務委託における共同企業体についての基本的な取扱いを定めたものである。

1. 共同企業体の運営形態

本事業を複数の企業により構成される共同企業体で実施する場合、その運営形態は、各構成員が一体となって業務を実施する共同方式とする。なお、施工形態として甲型、乙型を問わないこととし、乙型の場合、下記「2. 構成員の要件」のうち(4)、(5)を不要とする。

2. 構成員の要件

共同企業体の構成員の要件は次のとおりとする。

- (1) 構成員数の上限は任意とする。
- (2) 各構成員は、当該事業を構成する一部の業務もしくは当該事業と同種の業務について、元請としての実施実績を有すること。
- (3) 各構成員は、「6.1 参加資格要件③～⑦」の全ての要件を満たしていること。
- (4) 各構成員の出資比率は、構成員の数が2者である場合は30パーセント以上とすること。
- (5) 代表企業の出資比率は構成員中最大とすること。

3. 必要書類

共同企業体を結成しようとするものは次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 共同企業体協定書の写し
- (2) 委任状の写し

4. 共同事業体の取扱い

共同企業体の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 共同企業体の構成員として本件に参加する者については、単独で参加資格を有している場合であっても、単独企業としての参加は認めない。また、他の共同企業体の構成員になることはできない。
- (2) 代表者が参加資格を欠くに至った場合、共同企業体は本件に関する参加資格を失うものとする。代表者以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員を除外し、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の追加又は構成員の役割分担の変更を認める。

別紙

第２期浅麓汚泥再生処理センター包括的民間業務委託
審査項目及び点数配分表

審査項目		審査内容	配分	
価格点	見積価格		20	
技術点	業務実績等	実績等	30	80
		配置予定技術者の有資格状況		
		業務実施体制		
	業務実施体制に関する提案	基本方針と留意事項	10	
		連携企業の指揮系統および現場等対応体制		
		実績報告帳票・データ保存方法		
	運転管理業務に関する提案	環境への配慮について	15	
		安全の確保について		
		事業継続について		
	維持管理業務に関する提案	整備水準と性能保証範囲について	15	
		小諸市脱炭素先行地域交付金事業（計画）を踏まえた維持管理・点検・補修計画について		
	準備期間及び引継に関する提案	引継のスケジュール・留意事項	10	
	緊急時・災害時対応に関する提案	緊急時・災害時の考え方・体制		
その他の提案	施設管理について			
	地域貢献			
合 計			100	